

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成27年8月10日

入善町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域（※）	重点区域との重複の有無		
○				町新屋	無	H26年度～H30年度	町新屋環境保全委員会
○				浦山新	無	H26年度～H30年度	浦山新環境保全委員会

※：代表的な地域